

電気通信大学 平成21年度シラバス

授業科目名	知的財産権概論		
英文授業科目名	Intellectual Property General		
開講年度	2009年度	開講年次	3年次
開講学期	前学期	開講コース・課程	昼間コース
授業の方法	講義	単位数	2
科目区分	総合文化科目-上級科目-上級講義		
開講学科・専攻	情報通信工学科 情報工学科 電子工学科 量子・物質工学科 知能機械工学科 システム工学科 人間コミュニケーション学科		
担当教官名	山川 茂樹		
居室	非常勤講師		

公開E-Mail	授業関連Webページ
shigeki.yamakawa@nifty.com	

【主題および達成目標】
<p>いわゆる知的財産権法は、その保護対象の特質（＝無体性）に鑑み、民法の特別法として制定されたものである。</p> <p>本科目では、特許、商標、不正競争、著作権など知的財産に関し、その保護対象および保護の内容などを中心に解説する他、産業との関わり合いについても紹介する。</p> <p>各種知的財産制度に関する基礎的な知識の習得をもって、達成とする。</p>

【前もって履修しておくべき科目】
特になし

【前もって履修しておくことが望ましい科目】
法学

【教科書等】
<p>教科書：なし</p> <p>参考書：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許庁「産業財産権標準テキスト 特許編」，発明協会 ・高林 龍著「標準特許法」，有斐閣 ・土肥一史著「知的財産法入門」，中央経済社 ・吉藤幸朔著・熊谷健一補訂「特許法概説」，有斐閣

・特許庁編「工業所有権法逐条解説」, 発明協会

【授業内容とその進め方】

(1) 授業内容

下記の項目に沿って、特許および商標を中心とする産業財産権制度の基礎と現在の動向について講義する。単なる法制度の説明に終始するのではなく、最近の話題も適宜取り上げながら、現実の社会経済活動の視点を踏まえた内容となるよう心掛けるつもりである。

【概要】

1. 知的財産の特質

【知的創作物の保護】

【特許制度：技術に対する法的保護と活用】

2. 特許制度の意義

3. 特許要件

3.1 客体的要件：を受けることができる発明

3.2 主体的要件：特許を受けることができる者

3.3 手続的要件：特許請求の範囲と明細書

4. 特許権の効力とその制限

5. 特許権侵害とその救済

6. 外国の特許制度と国際調和

7. 職務発明

【その他の創作物保護の制度】

8. 実用新案制度

9. 意匠制度

10. 著作権制度

【営業標識の保護】

11. 不正競争防止法と商標法

12. 登録要件

13. 商標権の効力

【知的財産の活用】

14. 企業における知財戦略

(2) 授業の進め方

上記の内容についてパワーポイントを用いて説明する。

(3) 授業時間外の学習

授業内容の理解を深めるための参考図書等を授業中に示す。

【授業時間外の学習（予習・復習等）】

復習をして下さい。

電気通信大学 平成21年度シラバス

【成績評価方法及び評価基準(最低達成基準を含む)】

- (1) 学期末の筆記試験の結果により評価する。出席の点呼は原則として行わない。
- (2) 筆記試験では、主として各種知的所有権の保護対象、権利の成立および権利の性質(保護の内容)に関して、
 - (a) 講義の中で説明した基礎的な概念を正しく理解しているか
 - (b) 講義の中で説明した法律の規定に基づいて事例の分析・判断ができるか等を基準に出題、採点を行う。
- (3) 筆記試験においては、ノート等の持ち込みは認めない。

【オフィスアワー：授業相談】

特に設けない。質問はメールで受け付ける。

【学生へのメッセージ】

今や知的財産に関する基本的な理解は社会人としての常識となりつつある。これまで電通大は知的財産権の専門家を多く輩出しており、社会からの期待も小さくない。知的財産に対する基礎的な理解を身につける一助にすべく、知的財産権の専門家だけではなく、技術者、研究者を始めすべての職業をめざす学生に履修を勧める。なお、後期には、さらに発展した内容を取り上げる「知的財産権管理」が開講される。興味を持った学生は、本科目に引き続いてこちら履修することをお勧めする。

【その他】

なし